

一般社団法人農業土木事業協会 寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人農業土木事業協会（以下「協会」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄付金の種類)

第2条 協会が受領する寄附金等の種類は次の各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄附金 協会の会員を含む広く一般社会に、用途を特定せずに常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
- (2) 特定寄附金 協会の会員を含む広く一般社会に、用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金の募集)

第3条 協会は、常時一般寄附金を募ることができる。

(特定寄附金の募集)

第4条 特定寄附金を募集するときは、募金総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金使途及びその他必要な事項を記載した書面（以下「募集計画書」という。）を理事会に提出し、承認を得るものとする。

2 特定寄附金を募集するときは、募金計画書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。ただし、これをホームページ上の公開に代えることができる。

(寄附条件)

第5条 協会は、次の条件を付した寄附金は受け入れることができない

- (1) 寄附者に寄附の対価として何らかの利益または便宜を供与すること
- (2) 寄附金による活動の結果得られた知的財産権を寄附者に譲渡し、または無断で使用させること
- (3) 寄附金を受け入れることによって協会の財政負担を伴わせること
- (4) その他協会の業務運営に支障があると代表理事が認める条件

(寄附手続)

第6条 寄附金を協会に寄附しようとする者は、書面（電磁的方法によるものも含む）にて寄附金の申込を行う。

2 協会は、前項により寄附金の申込を受理したときは、第5条の基準に該当しないことを確認し、寄附金の受け入れを行う。

3 寄附金の受け入れを決定したときは、寄附者にその旨を通知するとともに、振込依頼書等寄附の受け入れに必要な書類を送付する。

(寄附金の使途)

第7条 一般寄附金は、定款第4条の事業、またはその目的に要する管理費に使用するものとする。

2 特定寄附金は、募金計画書に記載した使途に使用し、一部を管理費として使用するものとする。

(受領書等の送付)

第8条 寄附金を受領したときは、受領書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、協会の事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(寄附結果の報告)

第9条 寄附金に係る結果の報告は、翌事業年度に寄附金総額、使途、当該寄附金の収支に係る収支報告、その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付する。ただし、これをホームページ上の公開に代えることができる。

(顕彰)

第10条 協会は、協会に対して寄附を行った者に対して、理事会が別に定めるところにより、顕彰することができる。

(個人情報保護)

第11条 寄附者に関する個人情報については、別途定める「特定個人情報取扱規程」に基づき、細心の注意を払って情報管理に努める。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほかこの規程の施行に関し必要な事項があるときは、会長が別に定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の議決により行う。

付則 この規程は、令和3年5月18日から施行する。